

# 5 バス路線の廃止・減便に係る協議の進め方について

## 概要

- 乗務員不足等の影響により、バス路線の廃止・減便が相次ぐ状況
- 事業者の申出から、短期間で廃止・減便による影響把握や代替手段等の検討を行わなければならない場合があるため、協議の場を設定し、協議の進め方を明示・共有する必要がある。
- 長野県地域公共交通計画(以下「計画」という。)で保証することとしている「通院」「通学」「観光」の移動が確保されるよう、以下のとおり協議を行うこととする。

## 対象路線と協議主体

	対象路線	協議主体	協議の場	協議内容 (通院・通学・観光の移動保証がされているか点検・協議)
1	広域圏内（広域圏内の中心市町と周辺市町村）をつなぐ広域的な幹線※1、みなし幹線※2 ※1 計画上の「幹線」に位置付けられ、現在の市町村界で複数市町村を結ぶ路線（例：高府線、牟礼線） ※2 圏域拠点への移動に不可欠な「準幹線」	県	県公共交通活性化協議会 地域別部会	県が主体となって、移動保証について協議 （沿線市町村の地域公共交通会議等でも協議）
2	幹線のうち旧市町村界を跨ぐ地域間幹線 ※国庫補助の対象となる地域間幹線に限る（例：県道戸隠線、新町大原橋線、鬼無里線）	市町村	地域公共交通会議等	沿線市町村が主体となって、協議 ・県は会議の構成員として移動保証について意見
3	隣接する市町村間や市町村内の路線 ※計画上の「準幹線」（みなし幹線を除く）、「支線」	市町村	地域公共交通会議等	（地域別部会で移動保証を確認）